



2014年2月18日
全国港湾13発第76号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎



14春闘地区統一行動の積極的推進と中央行動における行政申し入れ(案)の送付について

公文第64号(2月3日付)3項-(1)「地区統一行動について」の指示にもとづき、各地区港湾では、宣伝行動・申し入れ行動・産別協定順守パトロールなど様々な取り組みが展開されています。また、同公文3項-(1)-③で、中央行動における行政申し入れについて、「成案出来次第、地区港湾に送付するので、地区行動で活用されたい」としていましたが、2月17日に開催した第1回戦術委員会で同申し入れ案の検討を行いました。

については、各地区港湾、各単組は、次の取り組みを行う指示します。

記

1. 行政申し入れ(案)を別添の通り送付するので、各地区港湾の地方行政申し入れなどに活用し、地区における協議経過と結果について、中央行動に反映させるよう取り組むこと。
なお、申し入れ案は大要の変更は行わないが、修正意見等がある場合は、2月末までに書記局まで連絡のこと。
2. 各地区港湾は、地区統一行動の計画(実施要項)について、書記局に文書にて報告されたい。
また、地区統一行動の結果について、たとえば「違法雇用や法令違反、産別協定違反の摘発」、行政交渉の概要、特記事項等について報告されたい。

以上

<添付> ①国土交通省申し入れ案 ②厚生労働省申し入れ案

国土交通省 港湾局
局長 山 縣 宣 彦 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟
会 長 新 屋 義 信

港湾政策及び港湾労働政策に係る申し入れ(案)

安倍内閣は、我が国経済の再生、「景気の好循環」に向けた諸施策を主導しています。貴省も、「国際戦略港湾」構想などの具体策を掲げ、取り組んでいます。こうした、港湾運送・港湾労働分野の諸施策の検討・具体化にあたって、私たちは、「持続可能な港湾運送事業」とそれを支える「港湾労働の安定」の観点が必要不可欠であることを一貫して指摘してきました。「港湾運送の安定とは港湾労働の安定」であるとの認識は、港湾運送分野に規制緩和を導入した際に関係審議会や国会審議で強調されてきたことです。このことは、日々刻々と変化する現代であっても変わらないと確信するものです。一方、荷主・船社の港湾運送へのコスト圧力や港湾の民営化による港湾運送事業への影響への懸念は払拭されないばかりか、港湾労働の安定を阻害する諸問題が益々深刻になっていると考えます。

ついては、下記の諸課題について申し入れますので、貴意回答を示されるよう要請します。

記

1. 持続可能な港湾運送事業の発展を期するための措置について

- (1) 港湾運送事業の公正・公平競争要件を確保し、ダンピングをはじめとして過当競争を招来させないためにも、港頭地域を「国家戦略特区」に指定しないこと。
- (2) 適正料金の確保と認可料金体制めざす取り組みについて
 - ① 荷主・船社のダンピングを抑止するために、関係省庁(経産省・農水省・国交省海事局等)に、適正な港湾運送料金の支払いとダンピング防止を申し入れること。
 - ② 料金監査結果の実績をふまえ、当該港運事業者に対する指導だけでなく、荷主(関係団体含む)・船社(関係団体含む)に、適正料金支払いの指導を徹底すること。そのために、料金監査制度に両罰規定を盛り込む措置を講ずること。
 - ③ 適正料金の確保と、認可料金体制をめざすために、貴省が主導して、関係省庁(経産省、農水省等)、関係経済団体及び港運労使による検討会(例)を設置し、事業法改正を含め具体的な施策立案を進めること。
- (3) 三島川之江港の指定港化について、国土交通省として早急に決断し、実行に移すこと。

2. 国際戦略港湾政策などの諸施策について

(1) 国際コンテナ戦略港湾政策について、

- ① 同政策により実施するすべての施策(個々の施策)について、事前に労働組合と協議し労働者の意見を政策の具体化に反映させること。
- ② 同政策に係る、次の施策を具体的に説明されたい。なお、ここでは、以下の点にとどめるが、上記①の立場で、他の施策についても都度協議できるよう措置すること。

イ、「インセンティブ措置を廃止するよう地方の管理者に個別要請する」の意味と内容は何か。また、「集荷」、「創貨」の結果、国際戦略港湾以外の港湾を切り捨てることはないのか。そのことによる地方港への影響をどう考えているのか。

ロ、背後地への企業誘致に向けた支援措置の、「特区制度を活用した支援制度」とは何か。メーカーなどが優遇されて港湾物流に参入する可能性がないのか。

ハ、港湾コスト低減に向けた総合施策の、「ターミナルの再編」「ターミナルの一体運営」「ゲートオープン時間の拡大」とは、何をイメージしているか、具体策について示されたい。「一体運営」は、いわゆる「船社-元請-専門者の縦割り作業体制」を整理し、転換を図ると考えられるがどうか。

ニ、「引き続き広域的な港湾運営・管理の在り方について検討する」とは、どのような場を検討しているのか。労働組合の検討の場への参加を想定しているのかどうか。

(2) 特例港湾運営会社に係って

- ① 既存の東西の運営会社について、各々京浜港・阪神港として一体運営する方向での施策、その手順を具体的に説明されたい。
- ② 特例港湾運営会社に対し、港湾運送事業分野への参入・介入を行わないよう具体的な措置を講ずること。とくに、港湾法改正時の、参議院付帯決議9項の完全履行を周知徹底すること。また、地方港で進む「民営会社」に対しても、同様の措置を講ずること。
- ③ 当該運営会社に対し、当該地域の港湾労組との協議の促進を指導すること、施設管理権をたてにした組合活動の排除を断じて行わないこと、産別労使協定を順守することなど労働組合と良好な関係を維持する指導を行うこと。

3. 港湾労働の雇用・職域の確保、雇用安定に資する施策に係って

- (1) 港湾運送事業法と港湾労働法の整合性を図り、港頭地域の物流倉庫を含め、港湾労働法上の「港湾倉庫」を港湾運送事業者の業域・職域として行政指導すること。
- (2) 倉庫業免許(許可)のみの事業者が、港湾荷役事業・港湾関連事業分野に近接する事業に進出し、事実上、港湾運送に参入することのないよう、当該倉庫事業者への指導を行うこと。
- (3) 実体のない企業や港運労使の合意のない企業の港運関連事業への届出は、受理しないよう徹底するとともに、関連事業協会にも未加盟であるような事業者を監査し、場合によっては必要な処分も行い、港湾運送秩序の確立を図ること。

4. 安全・安心の港湾(港湾・海コン職場)づくりについて

(1) 危険物貨物の取り扱いなど港湾作業の安全を確保することについて

- ① 国際連合危険物輸送勧告を批准し、国内法(海上運送法、消防法、安全衛生法等)における危険物の概念を国際基準に整合させ、その基準で、港湾運送、海コン運送における危険物輸送の安全を担保すること。
- ② どのような荷姿(コンテナ詰でも)であっても、危険品の場合は、必ず全方向から内容物の確認ができる(コンテナ場合:上面・側面)国連番号を明記するよう義務付けること。
- ③ 荷主(荷主代行)が港湾災害防止協会を通じて、「有害危険物事前連絡表」を港湾元請けに提出し、港湾作業の安全を確保するシステムを荷主に徹底すること。
- ④ 不安全な本船(作業足場のない船、荷役機器の不具合)に対する、現場からの報告に迅速に対応して改善するため、PSC査察官の拡充、柔軟な稼働体制を確保すること。
- ⑤ 強風・突風時のガントリークレーンの逸走から港湾労働者の安全を確保するため、現場判断の優先を前提とし、港湾管理者を責任者とする安全対策を具体化すること。

(2) 東日本大震災・原発事故の教訓を生かして

- ① 港湾の放射能汚染を防止するため、放射線量検査を行い、その結果を公開するとともに、高線量が検出された場合は、直ちに除染などの対策を講じること。
- ② 港湾職場・港頭地域を対象にした、津波対策を進めること。

(3) 通関行政の規制緩和が、港湾の水際チェック機能を弱めていることに鑑み、保税機能と保税運送の維持、貨物チェックのための検査職種(検数・検定)の積極活用を進め、港湾の社会的機能を強める施策を講じること。

(4) 海上コンテナ安全運送法(仮称)について、今次通常国会で可決をみるよう所管官庁として必要な措置を講ずること。

以上

厚生労働省 職業安定局
局長 岡崎 淳 一 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟
会 長 新屋 義 信

港湾政策及び港湾労働政策に係る申し入れ(案)

安倍内閣が、我が国経済の再生の名のもとに、労働分野の規制緩和を進め、雇用の不安定化を一層促進していることに、不安と憤りさえ覚えています。私たちは、「持続可能な港湾運送事業」を展望するとき、それを支える「港湾労働の安定」の観点が必要不可欠であることを一貫して指摘してきました。「港湾運送の安定とは港湾労働の安定」であるとの認識は、港湾運送分野に規制緩和を導入した際に関係審議会や国会審議で強調されてきたことです。しかし、荷主・船社の港湾運送へのコスト圧力は止むことなく、政府の進める港湾の民営化による港湾運送事業への影響など、港湾労働の安定を阻害する諸問題が益々深刻になっていると考えます。

ついては、下記の諸課題について申し入れますので、貴意回答を示されるよう要請します。

記

1. 港湾労働の安定を期するための措置について

- (1) 港湾運送料金のダンピングが、港湾労働秩序の維持や港湾産別協定にもとづく諸労働条件の確保に重大な障害をもたらしていることに鑑み、荷主・船社に適正料金の支払いの具体的指導を行うこと。
- (2) 港湾運送事業の公正・公平競争要件を確保し、ダンピングをはじめとして過当競争を招来させないためにも、港頭地域を「国家戦略特区」に指定しないこと。
- (3) 港湾労働への「一般派遣」を導入しないこと。

2. 港湾労働者の雇用・職域の確保、港湾労働法の本旨にもとづく措置について

- (1) 港湾運送事業法と港湾労働法の整合性を図り、港頭地域の物流倉庫を含め、港湾労働法上の「港湾倉庫」を港湾運送事業者の業域・職域として行政指導すること。
- (2) 港湾労働法上の「港湾労働者証」を出している事業者に対し、違法行為がないかどうかを徹底監査し、必要に応じ港湾運送事業者を起用するなどの指導を行い、港湾倉庫の雇用秩序維持を図ること。

- (3) また、港湾運送事業者に雇用されていない労働者に、港湾労働者証の発給を行わないよう指導し、その徹底を図ること。
- (4) 港湾労働法の全港・全職種適用について、可及的速やかにこれを決断し、法的措置も含め取り組むこと。
- (5) 違法派遣・闇雇用の摘発と是正の取り組みを強化し、現場からの、違法派遣等の告発に対し、迅速に対応できるよう地方労働局の体制を整えること。
- (6) 港湾労働の安定方策を今日的視点で確立することの重要性に鑑み、港湾労働の特殊性、とりわけ波動性への対応と違法派遣根絶のため、2000年に廃止された港湾労働安定センターの事業(労働者登録と派遣事業等)について、関係者による再評価会議(仮称)を設置して、この事業を見直し、同趣旨の事業を復活させること。

3. 安全・安心の港湾づくりについて

- (1) 石綿被害について、国としての責任を認め、港運労使に対策を委ねるだけでなく、被害者救済の為に基金を拠出する等、具体的施策を講ずること。
- (2) 危険物貨物の取り扱いなど港湾作業の安全を確保することについて
 - ① 国際連合危険物輸送勧告を批准し、国内法(海上運送法、消防法、安全衛生法等)における危険物の概念を国際基準に整合させ、その基準で、港湾運送、海コン運送における危険物輸送の安全を担保すること。
 - ② どのような荷姿(コンテナ詰でも)であっても、危険品の場合は、必ず全方向から内容物の確認ができる(コンテナ場合:上面・側面)国連番号を明記するよう義務付けること。
 - ③ 荷主(荷主代行)が港湾災害防止協会を通じて、「有害危険物事前連絡表」を港湾元請けに提出し、港湾作業の安全を確保するシステムを荷主に徹底すること。
 - ④ 強風・突風時のガントリークレーンの逸走から港湾労働者の安全を確保するため、現場判断を優先とする安全対策を国土交通省とも連携のうえ、港湾管理者も含め検討し具体化すること。
- (3) 中古自動車(建機含む)を取り扱う埠頭を中心とする、放射線量検査を行うこと。

4. ILO労働条約の批准について

- (1) ILO137号条約(港湾における新しい荷役方法の社会的影響に関する条約/1973年)並びに145号勧告(港湾における新しい荷役方法の社会的影響に関する勧告/1973年)を批准し、国内法を整備すること。
- (2) ILO152号条約(港湾における職業上の安全及び健康に関する条約)を批准し、国内法を整備すること。

以上